



The Rise of Chinese Engagement in the IASB – Theoretical Review of Its Legitimacy and Some Empirical Studies

陳, 淑琳

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第9130号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100496411>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位論文審査要旨

氏名 陳 淑琳

論題 The Rise of Chinese Engagement in the IASB
- Theoretical Review of Its Legitimacy and
Some Empirical Studies
(IASB における中国の関与の台頭—正統
性に関する理論的レビューといくつかの
実証研究)

審査 令和 7 年 3 月

神戸大学

論文内容の要旨

国際的な会計基準の設定機関としての IASB（国際会計基準審議会）は、これまでもその政治的・経済的支援を獲得することの重要性が議論されてきたが、近年の地政学的な状況の変化に伴い、そのガバナンス構造や基準設定過程に対するグローバルなレベルでの支援が、ますます大きな関心を集めつつある。この意味において、IASB は、多様な関係者の期待に応え、国際的な会計基準の設定機関として受け入れられるように、その正統性を確保していくことが重要な課題となっている。本研究では、IASB に関わる国々の中でも、グローバルな経済環境において近年特に注目されている国の一つである中国の台頭を踏まえ、IASB における中国の関与の変化しつつあるダイナミクスに焦点を当て、その両者の関係性の変化が、グローバルな基準設定主体としての IASB の正統性に、どのような影響を与えうるのかについて考察している。

IASB は、2001 年の創設以来、国際的な会計基準設定主体として、政治的・経済的支援を確保するために多様な正統性資源を求めてきたが、これまで特定の地域（例えば、アフリカ諸国のような発展途上国）からの支援が比較的限られてきたことが、その正統性を損なう一つの可能性として指摘されてきた。こうした文脈において、本研究では、IASB における中国の関与について調査し、とりわけその関係性のダイナミクスが、IASB の正統性にどのような影響を与えるのかについて明らかにすることを目的としている。具体的には、以下の 3 つのリサーチクエスチョンを掲げ、その解明に取り組んでいる。1) 先行研究は、Suchman の理論的枠組みに従って IASB を分類・分析することで、IASB の正統性をどのように評価してきたのか？ 2) 中国は IASB の基準設定過程にどのように参加してきたのか？ 3) 中国は IASB のガバナンス構造にどのように参加してきたのか？ なお、ここで組織の正統性という概念は、ある組織とそれを取り巻く関係者との間の多様な関係性を表現するものであり、学術的にも、これまで組織制度論における重要な理論の一つとして理解されてきたものである。

本論文では、これら 3 つのリサーチクエスチョンに答えるために、まず第 2 章では、IASB の発展についての概略を示し、IASB へ参加する関係者の多様性について解説している。続く第 3 章では、IASB の正統性についての理解を広げるために、Suchman の理論的枠組みに基づき、当該概念がいかに検証されてきたのかについてレビューし

ている。既存研究に関するシステマティックレビューを通じて、これまで大半の経験的研究がそのデュープロセスに注目してきたこと、また異なる正統性について別個に調査されてきたこと、そして既存研究では、IASB の正統性について時系列での変化についてはそれほど注目されてこなかったことなどが明らかにされている。続く第 4 章では、コメントレーターの定量的な分析を通じて、IASB における中国の関与について、いくつかのターニングポイントが存在したことを明らかにしている。さらに、中国からのメンバーは、ますます IASB における基準設定過程の初期段階に関心を持つようになってきたことを明らかにしている。さらに第 5 章では、ソーシャルネットワーク分析を通じて、IASB のガバナンス構造における中国の関与の変化について調べ、特に IASB における中国の関与の時系列的な分析では、その組織構造への中国の参加の度合いが時間とともに増えていること、とりわけ当該ガバナンス構造の中でも重要なポジションを占めるに至っている点を明らかにしている。結果として、当初の周辺的な立場からでは IASB における基準設定に対して比較的小さな発言力しかなかったが、その立場の変化と共に、会計基準の形成や助言といった段階で、中国が深く関与する可能性が生じつつあることを指摘している。

これらの研究を通じて、本論文では、まず Suchman の正統性理論が振り返られながら、IASB の正統性に関する既存研究の体系的なレビューが行われ、結果として IASB の正統性に関する研究の範囲を拡張し、それに関連する研究方法を提示するための基盤が提供されようとしている点に、理論的な貢献を認めることができる。またそれと同時に、IASB 自体が、異なる利害関係者からの多様な期待に対してより良く対応していく際に、その正統性を効果的に維持・管理するための枠組みを提示しようとしている点に、実践的な貢献をも認めることができる。さらに、第 4 章および第 5 章における経験的研究を通じて明らかにされた、IASB における中国の関与の変化についての詳細は、一方では、中国の国内メンバーが今後助言的関与を深めていく上で、彼女・彼らの関心を表明する際のインプリケーションを提供してくれるとともに、他方では、今後 IASB への関与を強めようとする他の国、とりわけ政府主導型機関の代表者たちにとっても、このような中国のアプローチが、価値ある指針を提供してくれる可能性があるものと予想される。

論文審査の結果の要旨

当該審査プロセスでは、まず 2024 年 12 月 16 日に仮審査会を開催し、本論文が、IASB（国際会計基準審議会）における中国の関与の度合いについて調べ、こうした動きが国際的な会計基準の設定主体としての IASB の正統性に対してどのような影響を与えうるのかについて明らかにすることを目的としたものであることを確認した。本論文では、こうした目的を達成するため、まず IASB の正統性に関する既存研究をレビューしながら、正統性理論の枠組みとして評価されてきた Suchman の類型を通して IASB の正統性概念を整理し直した上で、続く 2 つの経験的研究を通じて、IASB への中国の関与に焦点を当てた調査に取り組まれている。結果として、IFRS（国際財務報告基準）を完全には採用していないながらも国際的な会計基準の設定過程における重要な挑戦者となりつつある中国のアプローチが、今後他国が IASB へ関与しようとする際の重要な参照点になることが予想され、本論文がそのような需要に一定の貢献を持つものとの判断から、本論文を博士論文として提出することを認めるという判断へと至った。その際、本審査会までの期間に、以下のような項目について対応することを要求した。

第一に、本論文で採用されている理論的枠組みである正統性理論と、実施されている経験的研究との間の論理的整合性の精緻化である。この点、本審査提出論文では、中国の関与が増えるにつれて、Suchman の理論的枠組みで示された複数の種類の正統性メカニズムが達成されることについての論理的な説明が加えられた。第二に、提示された 3 つのリサーチクエスション間の論理的なつながりについての説明の強化である。この点、上記のリサーチクエスションが提示された直後の本文中に、IASB が正統性を確保するための核となるプロセスとして、デュープロセスの重要性を確認した上で、第二および第三のリサーチクエスションに対応する経験的研究が、当該デュープロセスを支える正統性メカニズムに注目した研究である旨、説明が追加されることで対応された。第三に、スチュワードシップ理論やボンディング理論など、本論文が採用する正統性理論とは、必ずしも直接的な関係が無いように見える理論の引用について、より精緻な理論的棲み分けについての説明の追加である。この点、それぞれの理論に基づく先行研究が必ずしも正統性理論の検証に直接的に適用できるわけではないが、経験的研究を行う上で、正統性理論を直接的に採用した先行研究の数が限ら

れていること、そしてとりわけ前者については、中国における IFRS のコンバージェンスを理解する上での文脈を提供してくれる点で、また後者については、IFRS のグローバルな拡散について理解するための文脈を提供してくれる点で、一定の有用性が認められることから、本論文でも触れられている旨の説明が加えられることによって対応された。第四に、第 4 章および第 5 章で実施された経験的研究の結果の解釈が不明確であった点につき、表やグラフの読み方についての説明が追加された。そして最後に、仮審査論文内で見られた表記法の不統一や不明確な概念の使用については、指摘された通りに修正が加えられ対応された。

2025 年 2 月 5 日に開催された本審査会では、これらの対応を確認し、本論文が博士論文として受理可能な一定程度の水準を満たすものと判断するに至った。ただし、当該対応を以てしてもいまだにいくつかの限界点が見られることも、本審査会を通じて改めて確認された。

第一に、本研究は、IASB の意思決定と、それに対する中国政府自体の反応について、とりわけその相互作用についての詳細な検証はできていない。また、IASB における中国の関与の変化についての解釈は、データの利用可能性によって大きく制約を受けている。この点、著者自身が、将来研究ではインタビュー調査等のより深い質的研究を行うことによって、中国の関与に関するより詳細な過程を明らかにすることが必要である点を指摘している。また、著者自身が認めるように、IASB のガバナンス構造や基準設定過程への中国の関与の度合いを検証したことによって、必ずしも IASB の正統性を網羅的に捉えたことにはならない点についても、限界点の一つとして指摘されうる。本研究では、あくまでも IASB の正統性の一側面であるデュープロセスについて焦点を当てた研究が実施されたに過ぎない。IASB という組織が、多様な側面からの正統性を確保することが求められていることを前提とすれば、将来研究では、中国と IASB との間の関係性の変化が、その他の正統性のメカニズムに対してどのような影響を及ぼすのか等についても明らかにされることが期待され、それによってより精緻な IASB の正統性概念が明らかになっていくことが予想される。

現論文では、上記のような限界点が存在するものの、この点、著者自身も限界点である旨を明確に認めており、またそのような限界点を克服するために必要な将来研究の方向性についても、本論文中で指摘されているところである。したがって、これらの限界点は、将来の研究の発展可能性を示す課題として理解でき、本論文の価値をい

ささかなりとも損なうものではないと判断した。

以上の理由から、審査委員は、本論文の著者が、博士（経営学）の学位を授与されるに十分な資質を持つものと判断する。

令和7年3月6日

審査委員 主査 教授 堀口 真司

教授 音川 和久

准教授 與三野 禎倫